

定期予防接種の時期と方法

☆ 実施医療機関で個別接種となります ☆

港区みなと保健所

令和6年4月1日

種類	回数	お知らせ・予診票送付時期(原則)	対象年齢	標準的な接種期間と回数
ロタウイルスワクチン(注1)	ロタリックス(1価)	2回	生後6週以上24週まで(初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から24週までの間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種
	ロタテック(5価)	3回	生後6週以上32週まで(初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から32週までの間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種
小児用肺炎球菌ワクチン	初回3回 追加	生後2か月になる月の前月末	生後2か月以上60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 生後12か月から15か月未満の間に、初回3回目の接種終了後60日以上の間隔を置いて、1回接種
B型肝炎ワクチン(注2)	3回	生後2か月になる月の前月末	1歳未満(注3)	生後2か月から9か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて、1回接種(139日以上の間隔をおく=20週後の同じ曜日)
BCG(結核)	1回	生後3か月になる月の前月末	1歳未満	生後5か月から8か月未満の間に、1回接種
ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)5種混合接種の場合は不要	初回3回 追加	必要な方はご連絡ください	生後2か月以上60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後7か月以上の間隔を置いて、1回接種
DPT-IPV-Hib1期(5種混合) ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブの混合ワクチン(注4)	初回3回 追加	生後2か月になる月の前月末		生後2か月から7か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後6か月から18か月までの間隔を置いて、1回接種
DPT-IPV1期(4種混合) 令和6年2月生まれ以降の方には5種混合でお送りしています	初回3回 追加	必要な方はご連絡ください 生後1歳6か月になる月の前月末	生後2か月以上(注5) 90か月(7歳半)未満	生後2か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種
DPT(3種混合) IPV(単体不活化ポリオ) 平成24年8月生まれ以降の方には4種混合でお送りしています	初回3回 追加	必要な方はご連絡ください		生後2か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種
麻しん風しん混合(MR)ワクチン	1期	1歳になる月の前月末	生後12か月以上24か月未満(注6)	生後12か月になったらできるだけ早く、1回接種
	2期	小学校就学前年(年長児)の4月	小学校就学前の1年間(年長児)(注6)	小学校就学前年の4月~3月末日までの1年間に、1回接種
水痘	1回目	1歳になる月の前月末	生後12か月以上36か月未満	生後12か月から15か月未満の間に、1回目を接種
	2回目			1回目の接種終了後3か月以上、おおむね6か月から12か月の間隔を置いて、2回目を接種
日本脳炎	1期初回2回	3歳になる月の前月末	生後6か月以上90か月(7歳半)未満(日本脳炎特例措置についても参照してください)	3歳で、6日以上の間隔を置いて、2回接種
	1期追加	4歳になる月の前月末		4歳で、初回2回目の接種終了後6か月以上、おおむね1年の間隔を置いて、1回接種
	2期	9歳になる月の前月末	9歳以上13歳未満	9歳で、1回接種
日本脳炎特例措置について	日本脳炎の積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者のうち、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、特例対象として1期初回から2期までの未接種分を20歳未満まで接種することができます。			
DT2期(2種混合) ジフテリア、破傷風の混合ワクチン	1回	11歳になる月の前月末	11歳以上13歳未満	11歳で1回接種
子宮頸がん予防ワクチン(HPV感染症ワクチン)(注7)	2回 または3回	小学6年生になる4月	小学6年生から高校1年生相当の女子(12歳になる年度の初日から16歳になる年度の末日まで)	2価(サーバリックス)、4価(ガーダシル)、9価(シルガード9)のいずれかを選択する。 接種スケジュールは、接種を開始する年齢やワクチンの種類によって異なります。詳しくは、港区のホームページをご覧ください。
子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種について(注7)	積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者(平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性)は、令和7年3月まで接種することができます。			

- 東京都23区内の指定医療機関で接種する際は、港区が発行した予診票を対象年齢までにお持ち下さい。予診票をお持ちでないと自費になります。
- (注1) 令和2年10月1日から定期予防接種になりました。対象は令和2年8月1日以降に生まれた人です。どちらか1種類のワクチンを選択して接種を開始し、原則、途中で種類を変更することはできません。
 - (注2) 平成28年10月1日から定期予防接種になりました。
 - (注3) HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により出生後にB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)の全部または一部を受けた人は除きます。
 - (注4) 令和6年4月1日から定期接種になりました。4種混合またはヒブワクチンを既に接種済みの場合、原則同一ワクチンを既定の回数まで接種します。
 - (注5) 令和5年4月1日から対象年齢が生後3か月以上から生後2か月以上に変更になりました。
 - (注6) 麻しん風しん混合(MR)ワクチンの定期予防接種の機会を逃した人に対して、港区独自の任意接種助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。
 - (注7) 令和5年4月1日から9価(シルガード9)が定期接種の対象となりました。

※おたふくかぜの予防接種は任意接種(自費)です。個別に医療機関でご相談ください。
 ※季節性インフルエンザの予防接種は生後6か月~高校生相当年齢の人に対して、港区独自の任意接種助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。

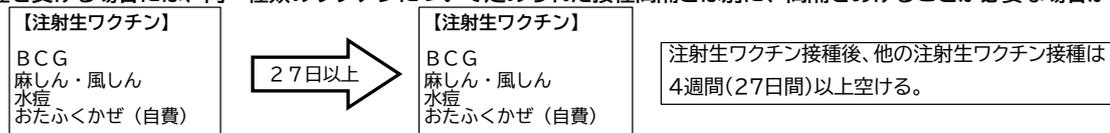
★ 港区へ転入された方・予診票を紛失された方・交付時と住所が変更になった方等へ ★

上の表における「お知らせ・予診票送付時期」を過ぎている場合、区から自動的に予診票は送付されません。母子健康手帳(親子手帳)等、お子様の予防接種記録をご用意の上、区へ発行をご申請ください。

予診票の発行申請方法は  **港区ホームページから電子申請をご利用ください!**

【接種間隔について】

注射生ワクチンの接種を受ける場合には、同一種類のワクチンについて定められた接種間隔とは別に、間隔をあけることが必要な場合があります。



* かかりつけの医師との相談や、港区のアプリを活用してお子さんの予防接種スケジュールを立てましょう。

★ ☆ みなと母子(親子)手帳アプリのご案内 ☆ ★

予防接種と健診のスケジュール管理ができる便利なアプリです。

右の二次元バーコードからアプリやWEB版にアクセスできますのでぜひご利用ください。

アプリの詳細については区ホームページにも掲載しています。「港区 予防接種 アプリ」等で検索☆

【問合せ】 港区みなと保健所保健予防課保健予防係 港区三田1-4-10 電話03-6400-0081 FAX03-3455-4460